

役員報酬規程

特定非営利活動法人トラッソス

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人トラッソスの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

賃金規程

特定非営利活動法人 NPO 法人 トラッソス

目 次

第1章	総 則
第2章	基本給
第3章	諸手当
	附 則

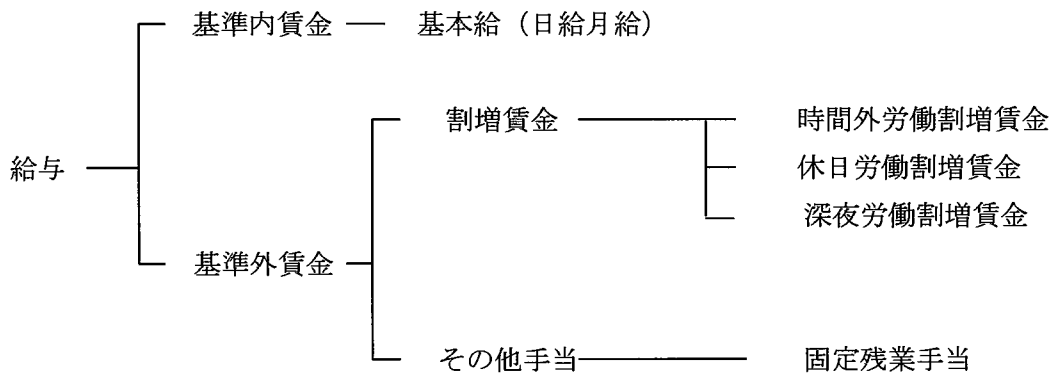
第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 NPO 法人 トラッソス（以下「法人」という。）の従業員の賃金等について定めたものである。

(賃金の構成)

第2条



(賃金締切日および支払日)

第3条 賃金は、1日から起算して当月末日に締め切り、翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

2 計算期間中に途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3 前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当するときは従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 従業員の死亡、退職、解雇のとき

(2) 従業員またはその収入によって生計を維持しているものが結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

(3) その他、事務所が特に必要と認めたとき

4 前項の金額は、その月の賃金支払いの際に精算する。

(賃金の計算方法)

第4条 遅刻、早退、欠勤などによって、所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基準内賃金・基準外賃金を支給しない。

ただし、この規程、または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2 賃金締切期間の中途において入社または退職した者に対する当該締切期間における賃金は日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、全額を通過によって支払い明細書を添え、直接支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) その他給与控除につき、従業員代表と協定したもの

第2章 基 本 給

(基本給)

第6条 基本給は日給月給制とする。但し、所定労働日を欠務したときは、欠勤1日につき相当額を控除し支給する。パートタイマー等に関しては個別に定める。

(基本給の決定)

第7条 従業員雇入れの際基本初任給は、本人の年齢、職務内容、職務遂行能力、経験、技能、など勘案して各人ごとに決定する。

(賃金の改訂)

第8条 事務所は、本給について、事務所の業績により昇給を行うことがある。ただし、昇給時期は、事業年度ごとに決定する。

(臨時の改訂)

第9条 職階や職務の変更などにより基本給の変更を必要とするときは、臨時に改訂を行うことがある。

(昇給中止)

第10条 第8条および第9条の定めがあるにもかかわらず、事務所の業績、その他の事情により、昇給の一部または全部を行わないことがある。

(昇給対象外)

第11条 第8条の昇給は、次の各項の一に該当する場合は、その対象とならない。但し、第4項については、程度、または情状により、減額して昇給させることがある。

- 1 昇給月1日現在で勤務1年未満の者
- 2 1年につき48日以上欠勤したもの、または1ヵ月平均4日以上欠勤した者
- 3 休職期間中の者
- 4 就業規則により制裁を受けた者または勤務成績が著しく不良の者

第3章 諸手当

(割増賃金)

第12条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 時間外労働割増賃金は、就業時間を超えて勤務することを命じ、かつ個別に定めた固定残業手当分の労働時間を超えてその勤務に服した社員に支給する。
- (2) 法定休日労働割増賃金（週1回の法定休日に労働させた場合）
- (3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\begin{array}{l} \text{時間外労働} \\ \text{割増賃金} \end{array} = \frac{\text{基本給} + (\text{通勤手当} \cdot \text{固定} \\ \text{残業手当以外の手当})}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \begin{array}{l} \text{時間外労働時間数（個別に} \\ \text{定めた固定残業手当分の労働} \\ \text{時間超）} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{法定休日労働} \\ \text{割増賃金} \end{array} = \frac{\text{基本給} + (\text{通勤手当} \cdot \text{固定} \\ \text{残業手当以外の手当})}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

$$\begin{array}{l} \text{深夜労働} \\ \text{割増賃金} \end{array} = \frac{\text{基本給} + (\text{通勤手当} \cdot \text{固定} \\ \text{残業手当以外の手当})}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- (4) 尚、時間外労働又は法定休日労働が深夜に及んだ場合は、時間外労働割増賃金又は法定休日労働割増賃金に以下を加算して支払う。

$$\frac{\text{基本給} + (\text{通勤手当} \cdot \text{固定残業手当以外の手当})}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(固定残業手当)

第13条 固定残業手当は、法定労働時間を超えた時間で、個別に定めた労働時間分を固定的に支給する。

(その他手当)

第14条 その他の手当を設けた場合は、その状況に応じた手当を支給する。

(休職期間中の賃金)

第15条 就業規則第49条の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。

(臨時休業の賃金)

第16条 事務所の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業
1日につき、平均賃金の100分の60を支給する。

(休暇等の賃金)

第17条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 産前産後の休業期間、育児休業法に基づく休業期間、育児時間、生理日の休暇は、無給とする。

3 事務所が実施する健康診断に要する時間は、有給とする。

(欠勤等の扱い)

第18条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

附 則

- (1) この規程は平成27年1月10日から施行する。
- (2) この規程を改廃する場合は、従業員の代表者の意見を聴いて行う。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人トラッソス	事業年度	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日
-----	----------------	------	----------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	147,000 円
賛助会員受取会費	620,000 円
受取寄付金	7,600,399 円
受取助成金	2,310,000 円
クラブ事業収益	13,713,100 円
指導者派遣事業収益	8,489,866 円
フェスタ事業収益	316,385 円
イベント事業収益	26,400 円
雑収益	58,493 円
受取利息	1,270 円
	円
	円
	円
	円
合 計	33,282,913 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		2,250,000 円	助成金
		2,320,710 円	指導者派遣事業
		1,785,850 円	指導者派遣事業
		1,358,804 円	指導者派遣事業
		1,355,300 円	指導者派遣事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		4,450,980 円	給料手当
		4,150,980 円	給料手当
			給料手当
		1,524,285 円	ウェア・シューズ・スポーツ用具等
		1,193,500 円	テントレンタル料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項 [4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和5年12月1日～ 令和6年11月30日	4,450,980 円
			給与	令和5年12月1日～ 令和6年11月30日	4,150,980 円
			給与	令和5年12月1日～ 令和6年11月30日	
			給与	令和5年12月1日～ 令和6年11月30日	932,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年12月1日 ～ 令和6年11月30日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 名	0 円

6 海外への送金等に関する事項 ⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 ⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	特定非営利活動法人トラッソス	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	2023年12月1日～2024年11月30日		9人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等								

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無						

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①～⑥」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人トラッソス	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時 就任・退任 年月日
江木 ひかり		理 事 長		0						平成 18 年 2 月 6 日就任
吉澤 昌好		副 理 事長		0						平成 18 年 2 月 6 日就任
鬼原 芳枝		理事		0						平成 19 年 12 月 19 日就任
田中 康嗣		理事		0						平成 19 年 12 月 19 日就任
橋本 清美		理事		0						平成 18 年 2 月 6 日就任
藤沼 光輝		理事		0						平成 18 年 2 月 6 日就任
荻野 敦子		理事		0						平成 18 年 2 月 6 日就任
村林 裕		理事		0						令和 5 年 1 月 15 日就任
斎藤 啓子		監事		0						平成 27 年 1 月 15 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人トラッソス		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳帳	会計ソフト(freee)を使用 ルーズリーフ	適時	7年間
総勘定元帳	会計ソフト(freee)を使用 ルーズリーフ	適時	7年間
給与台帳	Excel ルーズリーフ	適時	7年間
固定資産台帳	Excel ルーズリーフ	年1回	7年間

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利法人トラッソス						チェック欄	
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○	
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
イ								
項	目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無						
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無						
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無						
ロ								
項	目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無						
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無						
	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無						
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無						

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人トラッソス	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○				
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td> ☒ する </td> <td> ☐ しない </td> </tr> </table>	同 意		☒ する	☐ しない
同 意						
☒ する	☐ しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人トラス
-----	--------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
無						
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度		設立年月日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人トラッソス	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、 <u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります</u>)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
二	暴力団の構成員等の有無	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ